

① 《特集》 始まる新・公益信託—市民活動で使える三つ目の箱

⑪ 《うおろ君の気にな～るゼミナール》
「人助け指数」って？

⑫ 《この人に》
勝部 麗子さん（日本初のCSW）

⑭ 《V時評》
万博ボランティア レガシーを形に

⑮ 《実録・市民活動「私のいちばん長い日」》
反省の原点となった一日
栗田 暢之（認定NPO法人レスキューストックヤード 代表理事）

⑯ 《東日本大震災 宮城発～現地から伝える「被災地の今」》
「出すぎた杭」が築く
地域の防災や支え合いの新たな地平
真壁 さおり（社会福祉士）

⑰ 《現場は語る～コーディネート現場から》
エピソード的な若者と地域をつなぐ
——「介入」するボランティア・マネジメント
都築 則彦
（NPO法人おりがみ 理事長）

⑳ 《ヴォロ's トピック》
市民活動重大ニュース2025

㉑ 《情報ピックアップ》

㉒ 《アゴラ／ライブラリー》
100人の本屋さん／書籍紹介

㉓ 《晴れ時々ボランティア》
谷 彩 さん
（しずおかくらしの保健室 室長、訪問看護師）

ヴォロ を読む会

次回開催は2026年3月13日(金)12:10～12:55の予定です！



じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

共同募金は、地域をつくる市民を応援していきます。

例えば……



地域で、子育てのお手伝いをしたり、悩んでいるお母さん、お父さんの相談にのる活動や、



障がいのある人が、まちで幸せに暮らせるお手伝いをする活動や、



地域で、1人暮らしや寝たきりの高齢者に、栄養の整った食事を届ける活動や、



地域に住むみんなが「安心・安全」に暮らすための活動や、

地域のいろいろな活動のために役立てられます。

- 中央共同募金会の全国共通助成テーマである「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を助成テーマとし先進的などりくみを支援してまいります。また、地域福祉活動への『重点助成分野』を「誰をも受け入れ誰もが参加できる地域づくり」「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」「生活に困難を抱える人たちへの緊急支援」とし、これらの活動を重点的に支援してまいります。さらに「TEAM EXPO 2025」プログラム/共創パートナーとして、共創チャレンジに登録され活動する団体を積極的に支援します。
- 国内で大きな災害が発生した時は、共同募金は都道府県域を超えて、被災地で被災した人々を助ける活動の支援も行います。
- 寄付金には、税の特典があります。会社など法人の寄付金は、全額損金算入できます。個人の寄付金は、所得税の所得控除または税額控除、住民税の税額控除の対象になります。



赤い羽根おおさか

www.akaihane-osaka.or.jp/

募金の使いみちはすべて、ホームページに掲載されています。

特集

市民活動で使える三つ目の箱

始まる新・公益信託

2026年4月、改正公益信託法が施行される。

1922年の法制化から100年超、ようやく実現した抜本改正は、公益信託を「特定非営利活動法人」「公益法人」と並ぶ、市民活動にとって

「三つ目の新しい箱（ツール）」として位置づけ直すものだ。長らく存在してきたものの、

制度の分かりにくさや使い手の限定から、

市民活動を支える仕組みとしての認識は薄かった公益信託。

新たな制度は、金銭に限らずさまざまな資産を託し、

助成金としてだけでなく事業に直接活用する可能性を広げる。

本特集では寄付や遺贈との違い、活用のモデル、

そして「もしかしたら？」の`妄想アイデア、を通して、

新・公益信託の可能性を探っていく。



内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」

(特集チーム)

稲田 千紘、岡本 仁宏、
早瀬 昇、宝楽 陸寛、
増田 宏幸

いく君、ち一姉
と一緒に

新・公益信託を、 市民活動の言葉で考える

いく君(NPO職員) 最近、「公益信託

法が改正される」という話を耳にするね。でも率直に言うと、自分たちの活

動との関係がよくわからないな。

ち一姉(駆け出し弁護士) 市民活動の現

場から見ると、今までの公益信託はちよつと距離があったもんね。

いく君 名前は知ってるけど、銀行や

資産家のための仕組みなんじゃない? 特定非営利活動法人や公益法人とは性

格が違う感じで、NPOが関わる制度

だとは考えていなかったよ。

ち一姉 うん、それはこれまでの制度

設計を反映した感覚だね。公益信託は100年以上前からあるけど、使い手が

限られるし、広く開かれた制度とは言えなかったんだ。

いく君 だから今回、改正されたの?

ち一姉 そう。改正は、公益信託を

「一部の人の制度」から、「NPO・市民活動の選択肢の一つ」に位置づけ直す

試みだと言えるね。

そもそも公益信託って?

いく君 そもそもだけど、「信託」とい

う言葉自体が難しくない?

ち一姉 確かに、法律用語だけに少し

構えた言葉だね。でも仕組み自体は比較的シンプルなんだ。基本は「財産を

信頼できる人に託し、あらかじめ定め

た目的のために管理・活用してもらう」ってこと。

いく君 財産を預けるというより、使

い道まで含めて託す、ってことかな。

ち一姉 その通り! 財産を託す人を

「委託者」、管理・運用する人を「受託者」と呼ぶんだ。それに通常の信託だ

と利益を受け取る「受益者」が定めら

れているけど、公益信託では特定の受

益者を置かず、「公益目的」がその代わ

りになる。個人の利益ではなく、不特定多数の利益、つまり社会のために財

産を使うってこと。それが特徴だよ。いく君 「公益」という言葉がついてい

るってことは、公益法人と同じような税制上の扱いを受けられるの?

ち一姉 新しい公益信託は、公益法人

とほぼ同水準の税制優遇が認められるんだ。拠出された財産が、公益目的の

ために使われることを前提とした仕組

みだからだね。

いく君 税制優遇がある分、使い道の

管理はどうなってるんだろう。

ち一姉 受託者は信託財産から報酬を

もらうこともできるけど、信託財産の使い道は信託管理人や行政が関与する

という監督構造があつて、制度として

公益性と透明性を担保しているんだよ。いく君 公益法人と同水準の税制優遇

を受けられる一方で、発想は少し違っ

てことか。

ち一姉 うん。公益信託には法人格が

なく、法人の設立は必要ない。公益財産の使い方を、遺言や契約によるルールにのっとって定める制度だと考えると分かりやすいんじゃない?

法改正でどこが変わるの?

いく君 公益信託が身近な制度になる

ってことだけど、2026年4月の法改正で具体的にどこが大きく変わるの?

ち一姉 初めに言ったように、今回の改

正は、公益信託が市民活動の選択肢として整理された転換点になるの。具体的には、「資産家や企業が、役所の許可

を得て、信託銀行を通じてお金で助成

する仕組み」から、「出す人の思いによつて、いろいろな資産を、いろいろな担い

手によつて、いろいろな使える仕組み」

へ転換したのがポイントだね。

いく君 うーん、なんでもいろいろな

んだね。制度の使い勝手が変わった、ということ?

ち一姉 まず重要なのは、信託できる

財産の範囲が大きく開放された点。これまで現金のみで使われてきたのが、

改正後は不動産や株式、つまり空き家

や土地、さらには会社の株式や知的財産権まで、地域に眠るあらゆる資産を

信託できるようになるの。

いく君 遺贈寄付や地域資源の活用ともつながってきそうだね。

ち一姉 「お金をどう配るか」だけでなく、「資産をどう公益的に生かすか」という



※AI「MANUS」を用いて画像生成しています

発想が取りやすくなったといえるかな。
りく君 担い手も変わるの？
ちー姉 受託者は信託銀行などに限られず、特定非営利活動法人や企業などの法人、さらには個人でも担えるようになる(注)。制度上は、信託財産を活用した事業の実施主体としてNPOが関与することも期待されているし。
りく君 資金を受け取るだけでなく、事業そのものに関わる可能性があるんだね。
ちー姉 そう。公益信託は寄付とは違うお金の動きだから、特定のテーマについて継続的に事業をしていく仕組みとして設計することもできるね。この

点は中間支援組織や、寄付・遺贈を扱う団体にとって特に重要なんだ。
りく君 制度の位置づけ自体も変わったの？
ちー姉 公益信託は、民間有識者の合議制機関の諮問によって行政庁が認可する制度として整理されたんだ。公益法人と共通の枠組みで認可・監督されることになったってことだね。

市民活動の現場は 何を考えればいい？

りく君 話を聞くと、公益信託は想像以上に幅広く使える制度だと思えてきたよ。でも市民活動の現場ではまだ十分に議論されていないようだけど……。
ちー姉 制度としては整ったけど、公益信託を「使う前提」で検討する動きはまだ限られてるかな。制度の準備と、現場での構想の間には少し距離があるね。
りく君 だったら、まずは使い方のイメージ、いわば「型」をいくつか考えていく必要があるんじゃない？
ちー姉 そうそう。その「型」は、これまでNPOの皆さんが培ってきた実践の延長線にあるんだろうね。例えば複数のNPOと金融機関が連携して、公益信託を活用した基金を立ち上げた

り、中間支援組織が他団体に助成する時に、公益信託を選択肢として組み込んだりすることも考えられると思う。
りく君 制度としては新しく見えても、今までの協働や資金づくりの経験を別の形で整理し直すってことか？
ちー姉 うん、そうだね。公益信託の受託者は助成だけでなく、信託財産を活用した事業の実施主体として関わることも想定されているんだ。ただ有識者の側でも、具体的な活用方法は現場の知恵に学びながら整理していく段階だね。
りく君 一方的に教わるのではなく、互いに知恵を出し合いながら形にしていく制度なんだね。
ちー姉 そうだね。公益信託は、完成された制度をそのまま使うものというより、私たち自身が、活用モデルを試行錯誤しながら育てていく制度なんだと思う。寄付や助成金のように単発で終わる関わりではなく、継続的で自立した取り組みを構想し、実践していくための枠組みとして、ようやく市民活動の前にひらかれ始めた。その入口に、私たちは立っているんじゃないかな。

編集委員 稲田千紘

(注) 長期的な管理責任が問われるため、実際には法人との連携などバックアップ体制を取ることも重要になる。

うおろ君の 気にな〜る ゼミナール

Vol. 146

「人助け指数」って？



まんが ■ ラッキー 植松

「世界人助け指数」(World Giving Index)とは、英国の非営利組織チャリティーズ・エイド財団が毎年公表してきた、各国の慈善行動を比べるランキングである。具体的には、過去1カ月間に「見知らぬ人を助けた」「慈善団体に寄付をした」「何らかの組織でボランティアをした」人の割合を国別に集計し、国際比較を行っている(ただし、2025年版からはWorld Giving Reportへ移行し、寄付行動を中心とした評価方法に変更された)。

日本は毎年、最下位近辺の低位に評価されている。それゆえ、日本人は「他者に冷たい」と受け取られやすい。しかし、年に一度のまとまった寄付、会費や慣習的な寄付などが十分に拾われない可能性がある。神社でのお賽銭や町内会・PTA活動など、回答者が「寄付・ボランティア」と認識していない行為も十分捕捉しきれないかもしれない。家族、友人、同僚などへの贈与や相互扶助、大災害時の助け合いなどは、むしろ日本人はかなり積極的にやっているフシもある。

日本人の慈善行動は結構クセが強いゆえに、単純指標に依拠したランキングの結果だけをうのみにせず、より多様な観点から慎重に観察や評価を行うていくべきであろう。

「寄付白書」では個人寄付が近年増加傾向にあることも指摘されている。人助けするかしないかは、宿命ではなく、私たちの選択の問題である。

関西大学法学部法学政治学教科教授

坂本 治也

ウォロ・バイダー、 いかがでしょうか？

ウォロ2年分(12冊)を
挟み込めるバイダー

(1冊500円+送料350円)です。

お問い合わせはウォロ編集部/office@osakavol.orgまで



100人の本屋さん

100人の本屋さんには世田谷区役所最寄りの東急世田谷線松陰神社前駅から徒歩5分のビル2階にある。店内は意外に広く、コワーキングスペースも備える。木製の本棚はひと升30センチ四方。「棚主」は自分が読み終えた蔵書や、自著、仕入れた書籍などを並べる。

本は閲覧のみでも、販売してもいい。棚主の7割は近隣住民で、地域でアクティブな人、大学教授、編集者、ライターなど文筆に携わる人も多い。中には2021年2月の開店当初から棚主を続ける人もいる。本の陳列方法にルールはなく、それゆえ棚には「主の個性が出る。棚主になると棚の前に置かれたテーブルと椅子を利用できるので、気軽に読書会も開ける。この場所ではかつて、店主・吉澤卓さんの祖父が「若松屋」という酒屋を営んでいた。跡地のビル2階はしばらくコロナ禍もあって空室だったが、近隣のコワーキングスペースが閉店したこともあり、コワーキングスペースに棚貸し書店を併設するプランで活用することにした。個性あふれる棚主たちの本棚があることで、興味や関心が共通した人だけではない、さまざまな人が集まり、出合いを生む場になる。吉澤さんは「本屋と看板を出すことで、地域性やコミュニティを意識しない人もふらりと入ってきてくれることを意図している。酒販も始めたが、いろいろな角度からこの場所に来てくれる人がいるとなにかが起きる素地になると思う」と話す。

本棚は月額利用料3630円(税込)。販売した本1冊につき100円を手数料として店に支払う仕組みだ。元酒屋らしく店内には角打ちスペースもあり、能登の酒を取りそろえて被災地を応援している。棚主同士や、棚主と来店者による交流から、ドキュメンタリーの上映会や読書会といった企画も生まれる。本棚を介して、人と人とのつながりが連鎖していく。

編集委員 山中大輔



ロゴが出迎える店の入り口



ずらりと並んだ本棚

店主の吉澤さん

100人の本屋さん

世田谷区若林4-25-14コーナー松陰2F
電話 070-8438-2636
営業時間 12:00~17:00
定休日 水・木曜
<https://100shoin.jp/>



能力主義をケアでほぐす

竹端 寛著
株式会社晶文社、2025年2月
1,870円(税込)

本書は、福祉社会学や社会福祉学を専門とする著者が大学教員になった2005年から書き続けたブログの内容をもとに、タイトルを含め大幅加筆・改稿・再編集したものである。ブログは著者が過去に出合った良書について対話的に言語化した「読書メモ」でもあり、書籍化の際、「能力主義批判」「ケア論」「家族・子育て」「学校、社会、制度」の四つに分類された。

仕事人間だった著者は、17年に42歳で娘を授かって以来、「家族・子育て」にどっぷりと向き合うことになる。日々、家事育児に明け暮

れるなか、生産性至上主義の塊だった自分自身の強迫観念と向き合うことになり、それまで「信仰」していた能力主義や現行の日本社会の「学校、社会、制度」を批判的に問い直すことになった。

能力主義は、成功を努力の成果と思ひこみ、報われないのはその人自身の努力不足＝自己責任と考える。その結果、社会構造がもたらす抑圧や、深刻な不平等といった側面が見過ごされてきたという。また、能力主義的価値を前提にすると、ケアを女性に押しついたり、弱肉強食的な論理で社会的弱者を排除し、生きづらさや社会に絶望する人々を

生み出したりすることにつながる」と指摘する。

生産性や効率性を極度に重視する社会は、標準化・規格化・秩序化・序列化されている。しかし著者は、大人の「思い通りにならない」子どもと関わることで、ケア労働の豊かさを実感した。総労働時間を減らし、自分や他者をケアする時間を取り戻す。子どもや障害者、高齢者などとの関係や、ともに過ごす時間を大事にする。そうした、すべての人にとって「暮らし心地の良い」社会への転換を訴えている。

編集委員 阿部 太極